

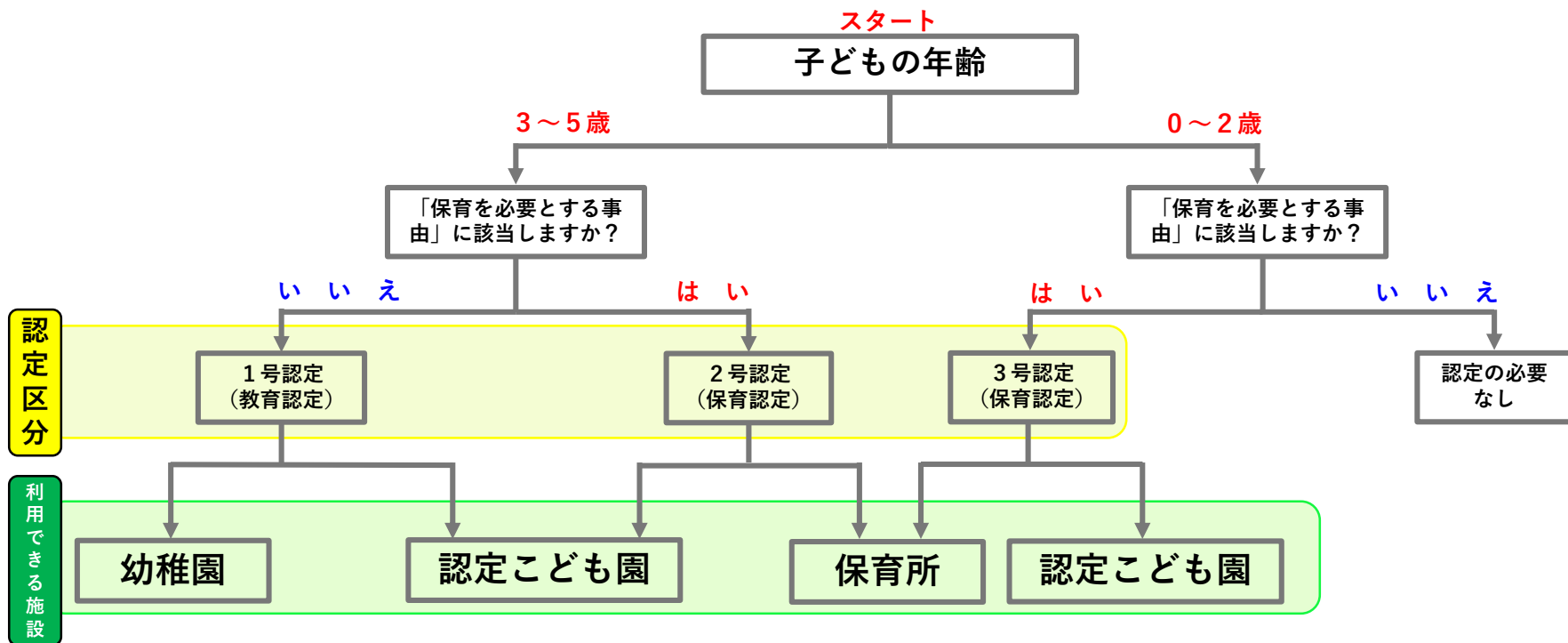


ハートのまち南城市へようこそ!

子ども・子育て支援新制度について ～認定こども園とは～



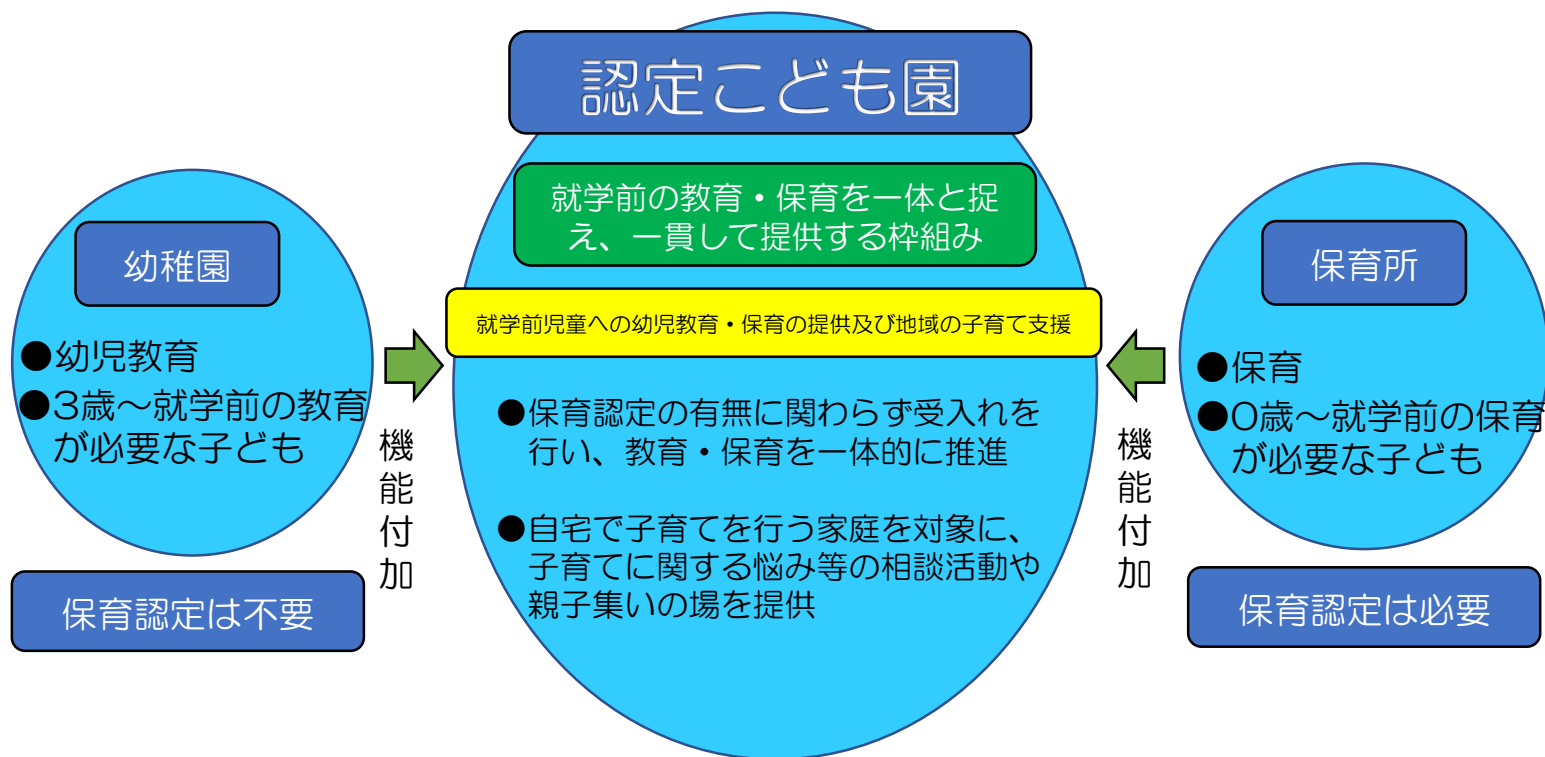
認定区分及び利用できる施設について



●保育を必要とする事由について

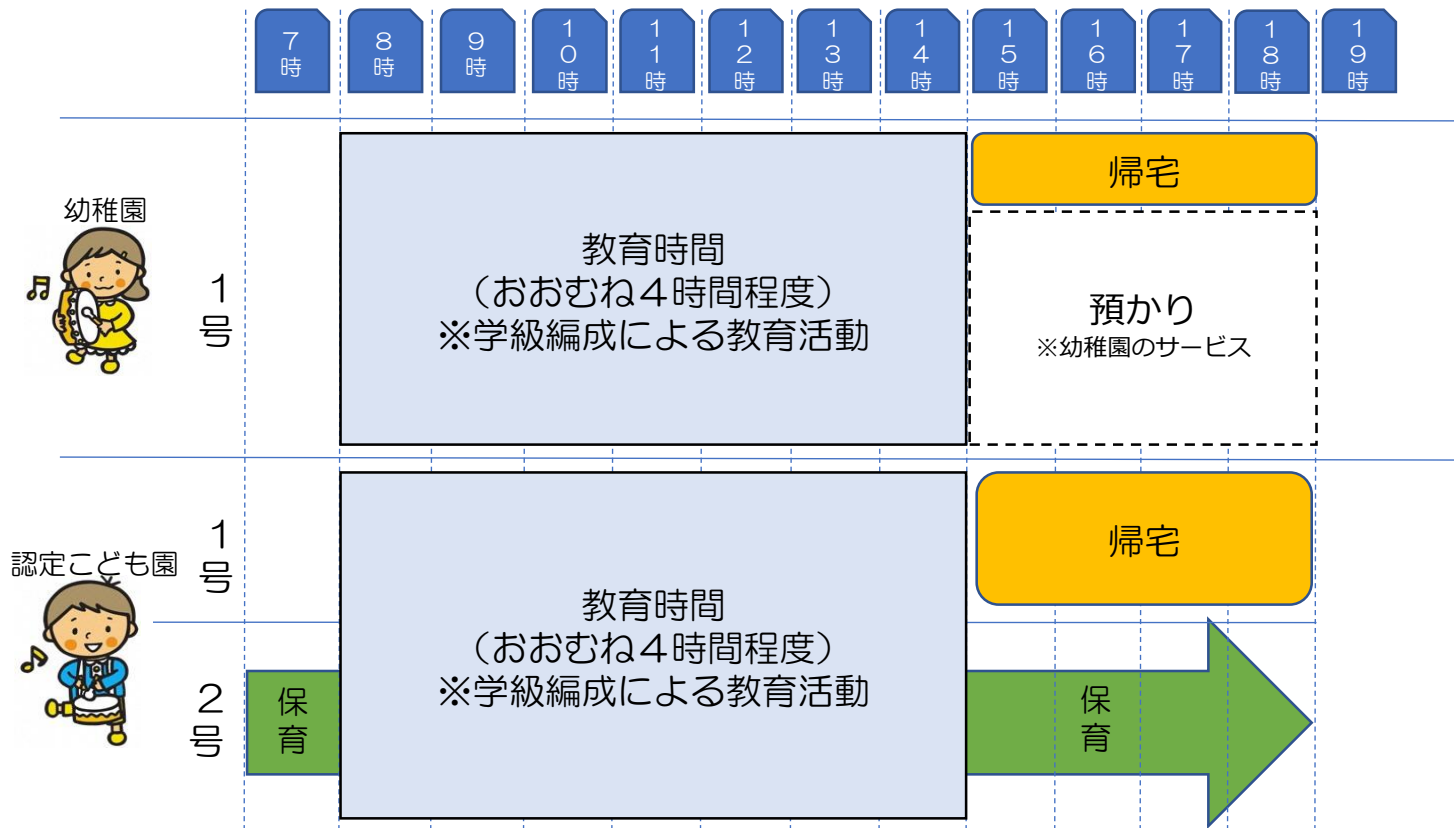
- ・就労
- ・災害復旧
- ・育休取得中に、既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要であること
- ・妊娠、
- ・求職活動
- ・保護者の疾病、障害
- ・就学
- ・同居又は長期入院している親族の介護、看護
- ・虐待やDVの恐れがあること

教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持つ施設



- (1) 幼稚園と保育所の長所を併せ持った施設
幼稚園の教育機能と、保育所の保育機能を両方併せ持っている施設であります。
- (2) 保護者の就労に関わらず利用可能
保護者が就労状況に関わらず利用が可能です。また、保護者の就労状況が変わったとしても、退園の必要がありません。
- (3) 土曜日、長期休暇における保育の実施
認定こども園は、保育機能を備えた施設であるため、土曜日や夏休み等の長期休暇においても保育を実施します。 ※保育認定を受けた児童に限る
- (4) 土曜日、長期休暇においても給食を提供
土曜日及び夏休み等の長期休暇においても給食を提供します。
- (5) 子育て支援事業の実施
在宅子育て家庭の保護者などが安心して子育てを行えるよう、「子育て支援センター」の設置など、地域の子育て支援事業を実施します。

幼稚園と認定こども園の違い



認定こども園 → 教育・保育の両方に対応した施設

保育所・幼稚園・認定こども園の比較表（２）

主に共働き家庭

主に専業主婦家庭

専業主婦共働きどちらでも

	保育所	幼稚園	認定こども園
受入れる子ども	0～5歳（2・3号認定） ※一部園では4歳児まで	3～5歳（1号認定） ※一部園では3・4歳児を受入れ おりません	3～5歳（1・2号認定） ※市立幼稚園から認定こども園に移行した園 は、3～5歳となります
入園開始	4月1日	4月9日 ※平成31年度	4月1日（2号認定のみ）
土曜保育の受入れ	あり	原則なし ※一部園で預かり実施	あり（2号認定のみ）
長期休暇の保育	あり	原則なし ※一部園で預かり実施	あり（2号認定のみ）
開園時間	7：00～18：00 ※園により異なります	8：00～14：00 ※14時以降は一部預かり	7：00～18：00（2号認定） 8：00～14：00（1号認定） ※園により異なります
延長保育	あり	なし	あり（2号認定のみ）
給食	毎日	長期休暇を除く平日のみ ※土曜日、長期休暇は弁当	長期休暇を除く平日のみ（1号認定） 毎日（2号認定）